

## 一般競争入札（総合評価方式）の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

平成29年4月20日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

### 1 業務概要

(1) 業務名 29-中層エレベーター設置その他改修設計等業務

(2) 業務内容

UR都市機構では「多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちづくり」を目指し、UR賃貸住宅のバリアフリー化を推進しているところである。

本業務では、京都府八幡市内の団地において中層階段室型住棟にエレベーターを設置（設置住棟未定・1型式を予定・設置台数は8基程度）するための基本設計及び目標工事費算定図作成設計、積算業務、設計意図伝達業務等を行う。

主な業務内容は以下のとおり。

- ① エレベーター設置基本設計及び目標工事費算定図作成
  - ・ 設置対象住棟（未定・1型式を予定・設置台数は8基程度）に中層階段室型エレベーターを設置するための基本設計及び目標工事費算定図作成及び積算、屋外整備（地下配管等切り回し・アプローチ整備等他）にかかる実施設計及び積算を実施する。
  - ・ 設計にあたっては、中層エレベーター設置検討報告書を踏まえ行政協議を行い、各種法令を遵守すること。報告書は、契約後に別途交付する。
  - ・ 設置対象住棟の耐震診断及び耐震診断等にかかる建物調査等を行う。
  - ・ エレベーター設置対象団地及びエレベーター設置対象住棟の棟数、型式及び設置基数、耐震診断の対象住棟数については行政協議等の結果で増

減する場合がある。増減が生じた場合は協議により設計変更とする。

- ② エレベーター設置にかかる行政協議・建築基準法第86条申請業務・既存不適格調書及び屋外付属建物に係る建築基準法第18条申請図書の作成等  
特定行政庁等と事前協議を行い、関係法令並びに関連する条例等を整理し、必要な情報を調査職員へ報告し業務へ反映すること。建築基準法第18条に関しては、工事受注者が申請を行うが、既存不適格調書や屋外設計にかかる必要資料の作成等を行うこと。
- ③ 上記設計に基づく設計意図伝達業務及び建築基準法第18条等の申請検査対応を行う。

### (3) 業務の詳細な説明

本業務の業務内容及び成果物は、別途配布する「29-中層エレベーター設置その他改修設計等業務業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

履行期間 平成29年6月中旬(契約締結日の翌日)から平成31年2月28日までとし、一部指定部分は下記のとおりとする。

一次指定工期：平成29年10月13日

(工事発注関連図書及び数量計算の完成)

二次指定工期：平成30年2月28日

(建築基準法第86条の認定)

## 2 競争参加資格

次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達95号)第331条(契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者)及び第332号(当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者)の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「建築設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照)。

(5) 平成 19 年度以降(平成 19 年 4 月 1 日から申請書提出日まで)に完了し、引渡しが行われている以下に記載する同種又は類似業務において 1 件以上の実績(再委託による業務の実績を含む。)を有する者。

- ・ 同種業務：平成 19 年度以降において受注し完了した公的機関<sup>※1</sup>が発注した既存建物への増築<sup>※2</sup>にかかる実施設計業務
- ・ 類似業務：平成 19 年度以降において受注し完了したエレベーターを有する集合住宅の新規建物設計業務

※1 公的機関とは、国、地方公共団体、独立行政法人、法律に基づき地方公共団体が設置できる公社(住宅供給公社、土地開発公社)をいう。(UR 都市機構も含む。)

※2 既存建物への増築とは、既存団地における屋外整備<sup>※3</sup>を含むエレベーターの増築で、建築基準法第 8 6 条の変更申請を伴うものをいう。

※3 屋外整備とは、エレベーター設置に伴う地下配管等切り回し、アプローチ整備等をいう。

(6) 次に掲げる基準を全て満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

- ① 下記のいずれかの資格を有する技術者で 5 年以上の実務経験がある者
  - ・ 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
  - ・ 技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ② 平成 19 年度以降(平成 19 年 4 月 1 日から申請書及び資料の提出日まで)に完了し、引渡しが行われている上記(5)の同種または類似業務 1 件以上実施した実績(再委託による業務の実績を含む。)があること。
- ③ 配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において、申請者と恒常的な雇用関係にあること。また、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。

(7) 本業務における一括した再委託は、認めない。一部再委託を実施する場合は、別途交付する「2 9 - 中層エレベーター設置その他改修設計等業務業務

仕様書」によるものとする。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、最高点は30点とする。

$$\text{価格評価点} = 30 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

$$\text{技術評価点} = 60 \times \text{技術点} / \text{技術点の満点}$$

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記イ～ニの評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、技術点の満点は60点とする。

- イ 企業の業務実績
- ロ 予定管理技術者の経験及び能力
- ハ 実施方針
- ニ 評価テーマに関する技術提案

④ 価格評価点及び技術評価点の算出は、小数点第3位切り捨て2位止めとする。

#### (2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（1）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者と

なるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点	
		判断基準
企業の業務実績	専門技術力 業務執行技術力	<p>2(5)に記載した同種又は類似業務の実績(再委託による実績を含む。)を下記の順位で評価する。</p> <p>なお、実績のない場合は欠格とする。</p> <p>記載する業務は2件とし、1件につき1枚以内に記載する。</p> <p>① 同種業務の実績が2件ある。</p> <p>② 同種業務の実績が1件ある。</p> <p>③ 類似業務の実績が1件以上ある。</p>
経験及び能力 予定管理技術者の	専門技術力 業務執行技術力	<p>2(6)に記載した同種又は類似業務の実績(再委託による実績を含む。)を下記の順位で評価する。</p> <p>なお、業務実績がない場合は欠格とする。</p> <p>記載する業務は2件とし、1件につき1枚以内に記載する。</p> <p>① 同種業務の実績が2件ある。</p> <p>② 同種業務の実績が1件ある。</p> <p>③ 類似業務の実績が1件以上ある。</p>
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。
	実施体制	配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保等、業務を遂行する上での体制等が確保されている場合に優位に評価する。

<p>案 評価テーマに関する技術提</p>	<p>本業務における専門技術力について</p>	<p>評価テーマ：中層エレベーター設置における検討事項及び配慮事項について</p> <p>上記テーマについて、①問題点の着目、②解決方法等、③業務遂行上の課題及びその対処方法を的確に表現すること。的確性(与条件との整合性がとれているか等)、実現性(説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。</p>
-----------------------	-------------------------	---

#### 4 入札手続等

##### (1) 業務仕様書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成29年4月20日（木）から平成29年5月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午後10時から午後5時まで（正午から午後1時の間は除く。）

交付場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社 技術監理部企画課  
電話 06-6969-9216 担当 山岸、岩田

交付方法：上記交付期間内で希望する日時を連絡の上、上記交付場所で受領すること。

##### (2) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成29年5月11日（木）午後5時

提出場所：上記4（1）の交付場所に同じ。

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

##### (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 日時：平成29年6月5日（月）

※開札時間は競争参加資格確認通知に合わせて通知する。

② 場所：〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社 2階入札室

※入札書は持参のこと。郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 本件業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

## 5 その他

### (1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除。契約保証金については、請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

### (2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (3) 落札者の決定方法

上記3(2)による。

### (4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業も、上記4(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

### (5) 次のいずれにも該当する契約先は、当該独立行政法人から当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなったため、詳細は入札説明書を参照すること。

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

### (6) 問い合わせ先

#### ① 公募条件及び積算について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号  
独立行政法人都市再生機構西日本支社 技術監理部企画課  
電話 06-6969-9216

#### ② 入札手続について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課

電話 06-6969-9970

※ 問合せ及び受付は、年末年始（12月29日～1月3日）、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時とする（以下、本稿において同じ。）。

（7） 詳細は入札説明書による。

以 上

※お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。